

創造性の育成塾OBOG会規約

第1条【名称】

本会は創造性の育成塾OBOG会と称す。

第2条【目的】

本会は、創造性の育成塾参加者の学術研究活動およびその他の活動の発展のため、会員相互の交流を図る場とするために設けられる。あわせて創造性の育成塾事務局の要請により、夏合宿等における創造性の育成塾の運営を補佐する活動を行う。

第3条【会員の資格】

創造性の育成塾夏合宿に参加し、その修了証を授与された者のみが本会の会員たる資格を有する。

第4条【入会】

第3条に定める会員たる資格を有する者のうち、本会に入会の旨を伝えた者を本会の会員とする。

第5条【会長】

- (1) 会長は、会員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、本会を代表し、幹事長および会計担当の職務を監督する。
- (3) 会長は定例会員総会において1名を選出するものとし、その任期は選出の翌日から次の定例会員総会の日までとする。

第6条【幹事長】

- (1) 幹事長は、会員の互選によりこれを定める。
- (2) 幹事長は、本会の運営に責任をもつ。
- (3) 幹事長は、本会と創造性の育成塾事務局との連携に関する職務を行う。
- (4) 幹事長は、必要に応じて第9条に定める各期幹事にその職務の一部を委任することができる。
- (5) 幹事長は定例会員総会において1名を選出するものとし、その任期は選出の翌日から次の定例会員総会の日までとする。

第7条【幹事長補佐】

- (1) 幹事長補佐は、会員の互選によりこれを定める。
- (2) 幹事長補佐は、幹事長を補佐する。
- (3) 幹事長補佐は定例会員総会において2名を選出するものとし、その任期は選出の翌日から次の定例会員総会の日までとする。

第8条【会計担当】

- (1) 会計担当は、会員の互選によりこれを定める。
- (2) 会計担当は、会員総会その他の本会の活動において、収支の管理を行う。
- (3) 会計担当は定例会員総会において正副2名を選出するものとし、その任期は選出の翌日から次の定例会員総会の日までとする。

第9条【幹事】

- (1) 本会の会員相互の連絡を円滑にすることを目的として、各期男女1名ずつの幹事を置く。
- (2) 幹事は、自らの期の塾生の最新の連絡先を把握するよう努めなければならない。
- (3) 各期幹事の任期は、特定の期間を定めない。
- (4) 幹事は、現に幹事である者およびその者の代わりとして新しく幹事になる者の双方が本会に届け出ることで交代することができる。

第10条【会員総会】

- (1) 毎年3月に、定例会員総会を開催する。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (2) 次の場合、会長は臨時会員総会を招集する。
 - 一 会長が必要と認めた場合
 - 二 幹事長が必要と認めた場合
 - 三 全会員の四分の一から要求があった場合
- (3) 会員総会での議決は、出席した会員の過半数の賛成によりこれを行う。

第11条【会計】

- (1) 本会の経費は、活動ごとに会員より徴収する参加費をもって充てる。
ただし、会員その他より寄附があった場合はこの限りでない。
- (2) 本会の会計年度は、定例会員総会の翌日から次の定例会員総会の日までとする。
- (3) 本会の決算は、第8条に定める会計担当が作成し、定例会員総会の承認を受けなければならない。

第12条【改正】

この規約の改正は、会員総会において議決されることにより、これを行う。